

○厚生労働省告示第二百十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号口中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第二号イ中「又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。

）」を削り、「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一号」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。